

(平成21年4月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで

昭和47年9月にA株式会社を退職した後に、個人事業を開業し、B市役所本庁において健康保険を国民健康保険にすぐに切り替えるとともに、国民年金の加入手続も同時に行った。国民年金保険料の納付については妻が金融機関の窓口で納付書に現金を添えて納付していた。

昭和47年10月から48年3月までの期間の国民年金保険料が未納となっているはずはないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立期間を除き国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立人がA株式会社を退職した昭和47年9月30日に国民年金に任意加入しており、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の妻と連番で払い出されていることから、申立人及び申立人の妻の国民年金への加入意識及び国民年金保険料の納付意識は高かったものと推測され、申立期間の国民年金保険料を納付していないのは不自然である。

さらに、申立人の国民健康保険の被保険者資格取得年月日は昭和47年10月1日であることが確認できる上、申立人の妻が国民年金保険料を納付したと述べている複数の金融機関は、申立期間当時、B市の指定金融機関となっており国民年金保険料の納付が可能であったことが確認できるなど申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A組B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年10月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月25日から同年11月1日まで
私は、昭和41年10月25日付で株式会社A組C支店から同社B支店に転勤した。

しかし、株式会社A組B支店での厚生年金保険の資格取得日が昭和41年11月1日とされていたため、同年10月が厚生年金保険の被保険者期間から欠落している。申立期間も会社に勤めており被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A組が保管する社員人事台帳及び同社の回答文書により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和41年10月25日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、社会保険庁が保管する申立人に係る記録（昭和41年5月1日が3万6,000円、同年11月1日が3万6,000円。）から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と述べているものの、事業主が申立人の株式会社A組B支店での厚生年金保険の資格取得日を昭和41年11月1日と誤って届け出たと供述していることから、その結果、社会保険事務所は、

申立人に係る同年 10 月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 50 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、51 年 5 月 16 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 50 年 9 月 1 日から 51 年 5 月 16 日までの標準報酬月額は 20 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 1 日から 51 年 5 月 16 日まで
私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

昭和 19 年 8 月に A 株式会社に入社以来、58 年 3 月まで継続して同社に勤務していたので、申立期間の 8 か月、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人が昭和 50 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、51 年 5 月 16 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する A 株式会社の被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が申立期間において同社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から 20 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月1日から37年6月15日まで

昭和36年3月、高校を卒業後、B株式会社に内定したが、不況により待機となったため、母の紹介により、4月からA株式会社に入社した。勤務は日曜を除いて、8時から5時まで、正社員として勤務していた。普通免許を持っていたので社長の送迎もしたことがある。会社からもらった保険証で医者に行った記憶もある。従業員は50人ぐらいで、同僚に工場ではCさん、Dさん、事務ではEさん、Fさんがいたので聞いてほしい。37年6月15日をもってA株式会社を退職し、Gに入社したが、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A株式会社において昭和37年6月16日に厚生年金保険の資格を取得し、同年8月25日に資格喪失しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A株式会社における厚生年金保険被保険者資格を有する複数の同僚の証言並びに同社の従業員及び業務内容に関する申立人の申立内容から、申立人は申立期間において同社に正社員として勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険の適用について、当時の担当者は「従業員数は60人くらいだったが、正社員については採用当初から厚生年金保険に加入さ

せる取扱いだった。試用期間はあっても1週間程度で、すぐ適用していた。」と証言している。

さらに、申立期間当時のA株式会社の従業員数について、申立人及び同僚は50人から60人程度と供述しており、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和36年4月1日における厚生年金保険被保険者として57人の記録が確認できることから、当時、同社では、ほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間において、申立人がA株式会社において勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、昭和37年6月16日の資格取得時が8,000円であることから、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所は当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年4月から37年5月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA有限会社における資格取得日に係る記録を昭和25年4月1日、資格喪失日に係る記録を26年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から26年9月1日まで

高校を卒業後、父の紹介でA有限会社に入社した。会社は終戦後にBの関係会社が創設した会社で、飛行機の解体、アルミのインゴットをつくる作業をしていた。入社した時の従業員数は10人足らずで、C会長、D社長、現場の課長はE、同僚作業員にFなどがいて、経理の女性がいた。給与明細書などの記録は無いが、正社員として働いていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A有限会社における申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A有限会社における厚生年金保険被保険者資格を有する上司、同僚の証言及び申立人の申立内容から、申立人は申立期間において同社に正社員として勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険の適用についても、上司及び保険適用担当者は、「従業員数は10人ぐらいだったが、正社員については採用当初から厚生年金保険に加入させる取扱いで、全員が厚生年金保険に加入していたので、申立人も厚生年金保険に加入し、保険料を給与から控除されていたはずだ。」と証言している。

さらに、申立期間当時のA有限会社の従業員数について、申立人、上司

及び同僚は 10 人ぐらいだったと供述しており、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 25 年 4 月 1 日における厚生年金保険被保険者として 10 人の記録が確認できることから、当時、同社では、ほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A 有限会社において勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人と同様の業務に従事していた同僚の昭和 25 年 4 月の標準報酬月額が 8,000 円であることから、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 25 年 4 月から 26 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和39年9月16日に厚生年金保険の資格を取得し、同年12月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年9月16日から同年12月1日まで
昭和39年9月16日にA株式会社B工場からC市の同社D研究所に転勤したが、転勤後の同社D研究所における厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。
同じA株式会社に定年まで勤続し、同社は現在も存続している会社である。調べれば厚生年金保険に加入していたことはすぐ分かると思う。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった「在職証明書」、A株式会社からの回答及び「申立人と一緒に勤務していた。」とする同僚の証言及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間においてA株式会社D研究所に勤務していたことが確認できる。

また、A株式会社D研究所で昭和39年9月から12月までに資格取得した者を無作為に抽出して調査したところ、申立人以外の全員が同研究所で資格取得する前にA株式会社で資格取得していることが確認できたため、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間における厚生年金保険被保険者資格取得者を調査したところ、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が申立期間において株式会社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日の記録を平成11年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月30日から同年10月1日まで

平成11年9月30日にA株式会社を退職し、同年10月1日に関連会社のB株式会社に入社した。

この異動の際、A株式会社の事務担当者が、退職日の翌日を資格喪失日とすべきところを誤って退職日を記入したため、平成11年9月が被保険者期間として記録されていないが、同月の厚生年金保険料は退職金から控除されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事発令書、退職金・退職年金計算書、事業主の証言及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳の厚生年金保険料控除額から、56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社がB社会保険事務所に提出した「被保険者資格喪失確認通知書」が確認できることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成11年

9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月まで

国民年金の加入手続は、亡くなった父が行ったので加入時期や納付状況等の詳細は分からないが、国民年金保険料については母が町内婦人会の方の集金により納付していた。

結婚する前の昭和 44 年に、両親から「あなたの国民年金手帳よ、大事に持っておきなさい。」と手帳を渡されて保有していたが、何度もの転居により手帳を紛失してしまった。申立期間について、国民年金保険料が未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の両親は既に亡くなっており、申立期間当時の状況を確認できない上、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間当時から居住している A 市が保管している国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料納付検認明細書の備考欄に「41. 8. 26 届」と記載されており、昭和 41 年 8 月 26 日に国民年金の加入手続が行なわれたことが推測されることから、申立期間は過年度保険料となり、集金人に納付できない期間である上、当該国民年金保険料納付検認明細書の納付記録によると、国民年金保険料の納付は同年 9 月 28 日以降しか確認できない。

さらに、申立人は国民年金保険料を婦人会の集金によって納付していたと申し立てているが、A 市の回答から、昭和 41 年ごろ申立人が居住していた地区において国民年金保険料の納付組織が存在していたことは推認できるが、

同市は関係資料等については存在していないとしていることから、当時の具体的な納付状況が不明である上、ほかに申立人が国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたことを推認できる証言も得られない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できない旨の回答を受けた。

国民年金には制度発足当初から加入し、国民年金保険料の納付は、私の妻か私の母が地区の集金担当に納付していたと記憶しており、納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の妻又は申立人の母が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 3 月ごろに A 市から払い出されており、申立人は申立期間当時から住所の移転も無いなど、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の妻が納付したとしている国民年金の保険料額は申立期間当時の保険料額と大きく異なっている上、申立人の妻が記憶している申立期間当時の地区集金者は、「国民年金保険料の集金を担当したことは無い。」などと証言しており、申立人の妻の当時の記憶は曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 2 月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できない旨の回答を受けた。

国民年金には制度発足当初から加入し、国民年金保険料を私か義母が地区の集金担当に納付していたので、納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人又は申立人の義母が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 6 月ごろに A 市から払い出されたと推測され、申立人は申立期間当時から住所の移転も無いなど、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が納付したとしている国民年金の保険料額と申立期間当時の保険料額が大きく異なっている上、申立人が記憶している申立期間当時の地区集金者は、「国民年金保険料の集金を担当したことは無い。当時、近所で国民年金に制度発足当初から加入していた者はほとんどいなかった。私も昭和 39 年 4 月ごろに国民年金に加入した。」と証言しており、申立人の申立期間当時の記憶は曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月4日から32年2月1日まで
高校卒業後の昭和31年3月から32年11月末まで継続してAに勤務したのに、厚生年金保険加入記録を確認したところ、同年2月1日からの記録しか確認できなかった。
同期入社 of B君や親友であったC君のほかに複数の同僚の名前も覚えており、彼らが厚生年金保険に加入していれば当然私も加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてAに勤務していたことは推認できる。

しかし、高校卒業後、申立人と一緒に当該事業所に入社したとするB氏の厚生年金保険被保険者資格取得日は申立人と同一であり、同氏からは、「当時は会社の都合で入社後すぐには社会保険に加入させていなかったようだ。自分が総務の仕事をしていた時に労働者名簿などの書類を見たことがあるが、入社後すぐに加入していない者が、自分の知っているだけで20人はいる。」との証言が得られた。また、中学卒業後すぐに当該事業所に入社したとするC氏ほか3人の同僚についても、入社後1年以上経過した後に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、事業所が慣例的に入社後一定の期間を経過した後に社会保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがえる。

さらに、当該事業所からは、「当時の資料は何も残っておらず、詳細は不明である。」との回答があり、申立人の厚生年金保険料の控除に関する具体的な証言が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月22日から23年1月31日まで

私は、昭和22年12月にA株式会社（現在は、B株式会社）C工場に入社し、60年1月まで同社に勤務した。会社の取り決めにより労働組合に加入後に正社員になったこと、一週間後の正月には正社員業務である宿直を経験したことなど、当時の状況はよく記憶している。

ところが、平成20年に加入記録を照会した際、入社したときから加入しているはずの厚生年金保険について、A株式会社では昭和23年2月に適用という、私の記憶より2か月遅い開始との回答があった。

事業所から取り寄せた資料に私の入社日として昭和22年12月22日という記載があること、当時の同僚から私の入社時期が22年12月であり正社員として勤務をしていたという証言を得ていること、また、雇用保険の被保険者記録からも、私が申立期間当初からA株式会社に正社員として勤務し、厚生年金保険に加入していたことは間違いない。

申立期間の2か月を、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社C工場が保管している従業員カードによると、申立人は昭和22年12月22日にA株式会社C工場に見習工として入社し、23年4月21日から本採用されていることが確認できる。

しかし、申立人は、昭和22年12月に入社したにもかかわらず、23年2月1日から厚生年金保険の被保険者となっているのは不合理と申し立てているものの、従業員カード及びB株式会社が保有している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控えから、申立人のほかにも複数の同僚が当初見習工として採用され短期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、

同社では採用後一定期間後に厚生年金保険に加入させていたことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 1 日から 33 年 8 月 1 日まで
昭和 32 年 1 月 10 日から 37 年 3 月 10 日までの期間を継続して株式会社 A に正社員として勤務し、文具の配達及び営業をしていた。
勤務していた期間は厚生年金保険料が控除されていたと思っていたが、昭和 32 年 6 月から 33 年 7 月までの厚生年金保険被保険者期間が欠落しているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において株式会社 A に勤務していたことは、当時の事業主及び同僚の証言から推認できる。

しかし、同社は昭和 63 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる関係資料は処分され、当時の事業主から申立期間当時の状況を聴取したが、詳細を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和 32 年 1 月 10 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 6 月 1 日に資格を喪失しており、同年 8 月 1 日には健康保険被保険者証が返納されている上、申立人は、同社において 33 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を再度取得しているが、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、同社では何らかの理由により、申立人を厚生年金保険の被保険者とししない取扱いをしたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年5月1日から同年11月9日まで
② 昭和27年5月31日から同年8月5日まで
③ 昭和28年3月25日から同年4月22日まで

私は、申立期間①及び③については有限会社Aに、申立期間②については株式会社Bに正職員として勤務した。

申立期間当時の印刷機械工員は人材不足のため常に引き抜かれており、私も、少しでも給与が高い会社へと転職したが、転職しても仕事は休むことなく続けた。事業主から「来てくれ。」と言われて転職したのだから、健康保険が無いわけがない。当時、私は柔道をしておりケガが心配であったから、私も父も、健康保険があることを転職時の重要な判断要素にした。申立期間の全部において、私には間違いなく健康保険があった。

健康保険があったということは、厚生年金保険の被保険者であったという証拠であり、申立期間の会社に勤務したことを証明する証拠書類は残っていないが、申立期間に係る会社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと記憶しているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、有限会社Aは平成11年8月に事業所を閉鎖している上、申立期間当時の事業主は他界して証言は得られなかったが、事業主の子息の証言及び申立人が申立期間当時の同事業主の家族構成等を承知していることなどから、申立人が同社に勤務していたことは推測される。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和26年11月9日からであることが確認でき、申立人が申立期間①において、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者であつ

たとは考え難い。

また、有限会社Aの元事業主の子息から「申立期間当時の資料が残されていないので申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用について確認することができない。」旨の証言があったほか、申立人を知る元同僚がいないことから、申立期間①及び③の期間について、厚生年金保険料の控除に係る周辺事情を見出すことができない。

さらに、申立期間③について、社会保険事務所が保管する有限会社Aに係る昭和27年2月1日から28年4月21日までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、株式会社Bは昭和62年9月に事業所を閉鎖している上、申立期間当時の事業主は他界して証言は得られなかったが、元同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推測される。

しかし、株式会社Bが閉鎖した後に再度設立されたC株式会社の事業主（申立期間当時の事業主の孫）から、「当時の関係資料が残されていないので申立人が申立期間に勤務していたか確認できないが、当時を知る母が『申立期間のころは、入社して3か月ほど勤務が続いた人にものみ厚生年金保険を適用していたらしい。』と記憶している。」旨の証言が得られた。

また、社会保険事務所が保管する株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立期間に近接する時期に入社した複数の者の証言から、申立人が一緒に勤務していたとする元同僚は入社1年余り後に、当該複数の者は入社2か月から3か月後に厚生年金保険が適用されたことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する同名簿の昭和26年6月1日から27年8月4日まで間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立期間①、②及び③の期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月ごろから 43 年 10 月ごろまで

私は、昭和 42 年 7 月ごろから 43 年 10 月ごろまで株式会社 A が経営するホテルで、営業の幹部候補生として勤務していた。

給料は、6 万円から 7 万円ぐらいだったと記憶している。給料から源泉所得税や失業保険料が控除されていたとは思いますが、厚生年金保険料が控除されていたかどうかは不明で、証拠となるものは何も無いが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に株式会社 A が経営するホテルで、営業主任として勤務していたことは、同社の厚生年金保険の加入記録のある複数の役員の氏名を覚えていたことから推認することができる。

しかし、申立人の申立期間に係る雇用保険被保険者の資格取得及び資格喪失の記録は無く、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は既に亡くなっており、株式会社 A の勤務状況及び勤務期間を確認することができない。

また、申立人は年金記録に係る確認の申立てを行った後に、株式会社 A に申立人を紹介した友人から「営業の実績に応じて報酬を受け取る歩合制だったので、社会保険には加入していなかったと思う。」と告げられたと述べている。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社 A の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 1 日から 40 年 12 月 30 日まで

私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

申立期間前の昭和 34 年 9 月 1 日から 38 年 3 月 1 日まで勤務した A 株式会社及び B 株式会社に係る脱退手当金は受給したが、40 年 12 月 30 日に退職した株式会社 C については、脱退手当金を受給した記憶は無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録では、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 41 年 4 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月から 50 年 3 月まで
昭和 49 年 10 月から 50 年 3 月まで外国に 4 人で滞在し、漁船が売却されるまで船に残り船の管理を行っていた。
現地に残り引き続き雇用されていたので、この期間の船員保険の加入記録が無いのはおかしい。
船員手帳の雇止の記載は昭和 50 年 3 月 21 日となっており、納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保存している船員手帳には「50 年 3 月 21 日」、「漁期終了の為船内雇止」の記載があり、申立人が申立期間において、A株式会社に雇用されていたことが確認できるものの、A株式会社は昭和 49 年 9 月 29 日に船員保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は船員保険が適用されない期間である。

なお、社会保険事務所が保管する申立期間におけるA株式会社の船員保険被保険者名簿によると、同社での資格取得者 35 人のうち、10 人は昭和 49 年 8 月 17 日以前に資格喪失し、申立人を含む残り 25 人が同年 9 月 29 日に資格喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。